

北海道の最低賃金が 1010 円になります

現行時給で 960 円となっていました北海道の最低賃金額が令和 6 年 10 月 1 日より 50 円引き上げられ、1010 円に改定されます。今年も昨年に引き続き大幅な増加改定となっております。最低賃金は時給額で決められていますが、給与を時給で支給する際だけではなく、日給、月給制等による支給の際にも時給換算し、原則全ての労働者に適用となります。ご不明な点等ありましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

- 月給者参考：フルタイム労働者（月所定労働時間 173 時間の場合）

1,010 円（改定後最低賃金）×173 時間 = 174,730 円 以上の月給額の支払が必要となります。

男性の育児休業取得率 3 割超え 取得期間も延びる 厚労省

厚生労働省は、男性の育児休業取得率が 2023 年度に 30.1%と前年度比 13 ポイント上がったと発表しました。取得率も上昇幅も過去最高となりました。事業主に対して子どもが生まれる従業員への意向確認を義務付けたことが後押しになっていると見られます。政府が掲げる「2025 年に 50%」の目標に向けてさらなる上積みが必要になるとしています。

男性の育児休業期間も延びており、最も多いのが「1~3 カ月未満」で 28.0%となっており、比較できる 21 年度調査から 3.5 ポイント伸びています。「2 週間~1 カ月未満」も 20.4%で、同 7.2 ポイント上がっています。一方、「5 日未満」は 15.7%と 9.3 ポイント下がっています。

技能実習違反が最多 7602 カ所 厚労省立ち入り調査

厚生労働省は、2023 年に立ち入り調査した外国人技能実習生が働く事業所のうち、過去最多となる 7602 カ所で法令違反があったと発表しました。実習生の数と受け入れ先がともに増えた結果、違反行為も多くなったとみています。

違反の内訳は、作業の安全配慮が不十分といった労働安全衛生法違反が 2447 件と最多となり、割増賃金の不払いが 1709 件で続いています。36 協定で定めた月 80 時間を超える違法な時間外労働や、資格が必要な作業を無資格のままさせて負傷したケースなどもあったということです。

副業に前向きな学生 4 割 賃上げでも金銭的に不安

就職情報会社のマイナビは 2025 年春卒業予定の学生を対象にした副業への意識調査の結果を発表しました。副業を前向きに検討する学生は 4 割で、金銭的に苦しくなった場合に副業をしたい人は 3 割でした。賃上げや初任給を高める動きが広がる中でも、将来に金銭的な不安を持つ人も多いようです。

副業を検討する学生に理由を聞いたところ「自由に使えるお金を確保するため」が 6 割で最多で、「生活費など生計を維持するため」が 4 割、「新たな知識や経験を得るため」は 3 割となりました。



- 旭岳 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【パタニティハラスメント（パタハラ）】

パタニティハラスメント（パタハラ）とは、一般的に男性社員が育児休業を取得するにあたり、職場の上司や同僚から嫌がらせを受けることを意味します。具体的には男性社員が育休取得を申請したにもかかわらず取得を認めない、若しくは育休取得を諦めさせる。育休を取得・申請した男性社員に対し、退職を迫ったり解雇を匂わす言動をする、育休明けの男性社員に対し、転勤や異動等の人事権の不当な行使を行う事等が該当します。改正育児介護休業法の施行による産後パパ育休の導入等により男性の育児休業取得が急増していることから、パタハラについてのトラブルも多くなってきています。

事務所より

今夏、本州方面では強い台風が頻発しており、猛烈な風や雨の影響により各地で被害が出ているようです。外国に比べて、台風や地震、大雨、大雪等の自然災害が多いと言われる日本ですが、その日本に住んでいる以上、防災の意識は常に持つておく必要がありますね。日本各地で大きな災害が起きた後などは非常用の食料品や防災グッズを準備したりと、防災の意識が高まる傾向があるのですが、少し時間が経って、災害等の発生が落ち着くと、気持ち的に防災に対する考えが希薄になってきますので、常日頃から防災への意識を持ち、準備をしておきたいものです。

信用調査機関の東京商工リサーチが発表した「企業のカスタマーハラスメント」に関するアンケート調査結果によりますと「カスハラ」を受けたことがある企業は 19.1%で、宿泊業、飲食店、タクシー・バス等の道路旅客運送業が上位を占めたということです。また、カスハラの影響で「従業員の休業や退職が発生した」企業は 13.5%となる一方で、カスハラに対する対策を「特に講じていない」企業は 71.5%あり、カスハラ被害の広がりへの対策が遅れている実態も浮き彫りになったと指摘しています。人手不足が続く中、カスハラによって退職を余儀なくされる従業員が出ることは会社にとっても大きな痛手となります。会社としては、対応マニュアルの作成を進めるとともにカスハラに該当しそうな事案が発生した場合の報告態勢の整備を行い、カスハラ事案と判断される場合にはその場で個人対応の形とはせずに他の従業員や上司が共同で対応し、悪質なケースでは弁護士や警察に相談するなどの具体的な対応方法を、事前に担当する従業員に周知することで不安や負担を軽減することが出来ると思います。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

算定基礎届の提出により報酬月額に変更のある方は社会保険料額が9月分から改定となり、10月支給分の給与から控除する社会保険料額が変更になります。弊社より控除額一覧表をお渡しいたしますので新しい控除金額、控除時期等をご参照の上、お間違いのないように控除していただきますようお願い致します。

